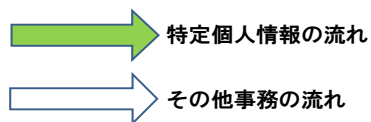


「(1) 住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容（住民記録システムを中心とした事務の流れ）



※上記「住基ネット利用に関する事務」については、「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイルを取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)」において説明する。

(備考)

1. 住民基本台帳の記載

1-①. 住民から転入、入国等の届出を受け付け、既存住基システムより住民基本台帳に新たに住民を記載（住民票を作成）する。

1-②. 出生届出の受理等に基づき、既存住基システムにより職権で住民票を作成する。

1-③. 1-①転入等届出、2-①転居等届出、3-①転出届出（窓口）、印鑑登録等申請、証明書等交付申請の各届出を窓口DXSaaSを利用して受付するため、既存住基システムから受付に必要なデータを窓口DXSaaSに連携する。

1-④. 窓口DXSaaSシステムを利用して受付した1-①転入等届出、2-①転居等届出、3-①転出届出（窓口）の各届出のデータを、既存住基システムに連携し、既存住基システムを更新する。

2. 住民基本台帳の記載変更

2-①. 住民から転居、世帯変更等の届出を受け付け、既存住基システムにより世帯・個人に関する各項目の修正を行う。

2-②. 既存住基システムにより個人・世帯に関する情報の職権修正又は入力内容に対する訂正等を行う。

2-③. 住民からの申請又は職権により新たな個人番号の指定を機構に請求し、機構が指定した個人番号を住民基本台帳に記載する。

2-④. 住民からの申請、または職権により、住民票コードの変更を行う。

3. 住民基本台帳の消除

3-①. 住民から転出、出国等の届出を受け付け、既存住基システムにより住民に関する記載を消除（住民票を消除）する。なお、転出届は現行の窓口や郵送での書類の受付以外に、サービス検索・電子申請機能を用いた電子申請による届出についても受付をする。

3-②. 実態調査、死亡届の受理等に基づき、既存住基システムにより職権で住民を消除する。

4. 住民基本台帳の照会

4-①. 既存住基システムにより住民を検索し、最新・過去時点の個人・世帯に関する情報の照会等、様々な用途に応じて住民基本台帳に関する照会を行う。

5. 証明書の発行

5-①. 住民からの交付申請等に基づき、既存住基システムにより住民票の写し等の各種証明書を交付する。

5-②. 個人番号カードを利用して交付申請を行った住民に対し、コンビニ交付システムにより住民票の写し等を交付する。

6. 住民基本台帳ネットワークシステム（市町村C S）とのデータ連携

6-①. 住民からの異動届及び職権等により既存住基システムにて住民基本台帳を更新し、更新された情報に基づき市町村C Sの本人確認情報の更新等を行う。

7. 庁内の他の業務・システムとのデータ連携

7-①. 住民からの異動届及び職権等により既存住基システムにて住民基本台帳を更新し、庁内の業務で必要となる住民票情報を、庁内連携システムを通じて他課と連携する。

7-②. 住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき時は、その事項を本籍地に通知する。

8. 出入国在留管理庁への通知事項の作成

8-①. 外国人住民の異動が生じた際、出入国在留管理庁に送信する市町村通知の作成を行う。

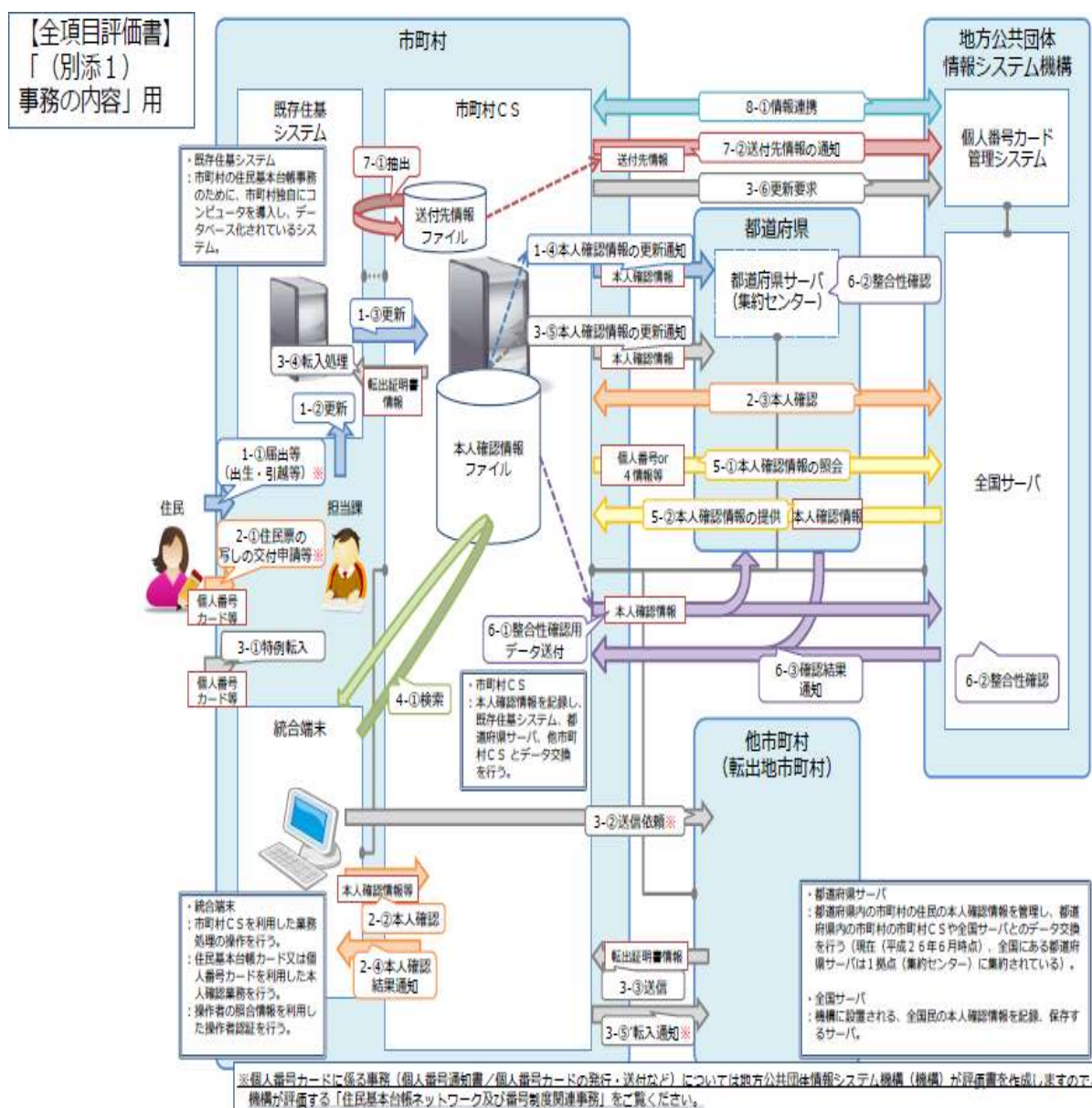
9. 中間サーバーへの特定個人情報の登録

9-①. 他団体からの情報照会時に特定個人情報を提供するために、団体内統合宛名システムを通じて、中間サーバーへ特定個人情報（住民票関係情報）を登録する。

10. 個人番号カード等による本人確認

11. 個人番号カードの交付

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-②.市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③.市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報をもとに、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④.市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
- 2-②.③.統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④.全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 3-③.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥.転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①.基本4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①.機構に対し、個人番号又は基本4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①.既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②.個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-①.個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

(別紙1) 命令第2条の表に定める事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項若しくは第二百三十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第三条で定めるもの	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	市町村長
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
11	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
53	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第五十五条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
76	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第七十八条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
86	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
106	市長村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
110	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
112	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
118	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
129	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
136	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第百三十八条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
137	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
149	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第百五十一条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

150	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
155	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
163	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

(別紙2) 庁内移転先一覧

番号法第9条 別表項番	事務実施所管課 (移転先)	移転先における用途	移転方法	
			庁内連携 システム	その他 (既存住基 システムの 画面参照)
8	保健サービス課 障害福祉課	児童福祉法による療育の給付及び負担能力の認定に関する事務		○
9	子育て支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務	○	○
10	子育て支援課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務		○
14	保健予防課	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	○	○
20	障害福祉課	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	○	○
21	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務		○
22	保健予防課	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	○	○
23	保護課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	○	○
24	税務課 収納課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	○	○
27	住宅課	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務	○	○
44	国民健康保険課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	○	○
46	区民課	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務	○	○
51	障害福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務		○
56	子育て支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	○	○
60	福祉課	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務		○
61	高齢福祉課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	○	○
63	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務	○	○
64	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務		○
65	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務		○
66	子育て支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務		○
67	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	○	○
68	福祉課	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務		○
70	保健サービス課	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	○	○
71	福祉課	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務		○
74	福祉課	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務		○
81	子育て支援課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務	○	○
85	国民健康保険課 収納課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	○	○
95	福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務		○
101	介護保険課 収納課	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	○	○
104	危機管理課	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務	○	○
105	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務		○
117	障害福祉課 保健予防課 保健サービス課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務		○
131	保健予防課	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	○	○

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.消除コード、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定フラグ、17.任意世帯番号、18.個人番号、19.住民票コード、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名カナ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名カナ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名カナ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届コード、34.再転入コード、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更フラグ、37.姓カナ、38.名カナ、39.氏名区分、40.氏名カナ、41.氏名漢字、42.氏名カナ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無フラグ、45.通称氏名カナ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名カナ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名カナ、51.宛名氏名カナ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名カナ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名カナ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓カナ、58.旧名カナ、59.旧氏名カナ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名カナ2、62.旧氏名漢字2、63.標準公証旧氏カナ、64.標準公証旧氏漢字、65.出生時等旧氏カナ、66.出生時等旧氏漢字、67.変更直前旧氏カナ、68.変更直前旧氏漢字、69.旧氏申請コード、70.旧氏証憑コード、71.ローマ字氏名漢字、72.ローマ字旧氏漢字、73.現住所コード、74.現住所郵便番号、75.現住所、76.現住所地番、77.現住所方書カナ、78.現住所方書漢字、79.現住所前漢字地番数値、80.現住所前番数値1、81.現住所前番数値2、82.現住所前番数値3、83.現住所後漢字地番数値、84.入管法届出フラグ、85.住居地補正コード、86.入管法居住住所コード、87.入管法居住住所郵便番号、88.入管法居住住所、89.入管法居住住所地番、90.入管法居住住所方書カナ、91.入管法居住住所方書漢字、92.入管法居住住所前漢字地番数値、93.入管法居住住所地番数値1、94.入管法居住住所地番数値2、95.入管法居住住所地番数値3、96.入管法居住住所後漢字地番数値、97.性別コード、98.生年月日、99.元号フラグ、100.生年月日不詳フラグ、101.生年月日不詳コード、102.生年月日不詳文字、103.続柄コード、104.続柄名称漢字、105.記載順位、106.警告フラグ、107.筆頭者氏名漢字、108.本籍住所コード、109.本籍郵便番号、110.本籍住所、111.本籍地番、112.本籍前漢字地番数値、113.本籍地番数値1、114.本籍地番数値2、115.本籍地番数値3、116.本籍後漢字地番数値、117.前住所世帯主氏名漢字、118.前住所世帯主氏名漢字2、119.前住所コード、120.前住所郵便番号、121.前住所、122.前住所地番、123.前住所方書カナ、124.前住所方書漢字、125.前住所前漢字地番数値、126.前住所前番数値1、127.前住所前番数値2、128.前住所前番数値3、129.前住所後漢字地番数値、130.住所変更前世帯主漢字、131.住所変更前世帯主漢字2、132.住所変更前世帯主通称氏名漢字、133.住所変更前世帯主併記氏名漢字、134.住所変更前住所コード、135.住所変更前郵便番号、136.住所変更前住所、137.住所変更前地番、138.住所変更前方書カナ、139.住所変更前方書漢字、140.住所変更前前漢字地番数値、141.住所変更前前地番数値1、142.住所変更前前地番数値2、143.住所変更前前地番数値3、144.住所変更前後漢字地番数値、145.転入前住所世帯主漢字、146.転入前住所世帯主漢字2、147.転入前住所コード、148.転入前住所郵便番号、149.転入前住所、150.転入前住所地番、151.転入前住所方書カナ、152.転入前住所方書漢字、153.転入前住所前漢字地番数値、154.転入前住所前地番数値1、155.転入前住所前地番数値2、156.転入前住所前地番数値3、157.転入前住所後漢字地番数値、158.転出予定先世帯主漢字、159.転出予定先世帯主漢字2、160.転出予定先住所コード、161.転出予定先郵便番号、162.転出予定先住所、163.転出予定先地番、164.転出予定先方書カナ、165.転出予定先方書漢字、166.転出予定先前漢字地番数値、167.転出予定先前地番数値1、168.転出予定先前地番数値2、169.転出予定先前地番数値3、170.転出予定先後漢字地番数値、171.実定地世帯主氏名漢字、172.実定地世帯主氏名漢字2、173.実定地住所コード、174.実定地郵便番号、175.実定地住所、176.実定地地番、177.実定地方書カナ、178.実定地方書漢字、179.実定地前漢字地番数値、180.実定地前地番数値1、181.実定地前地番数値2、182.実定地前地番数値3、183.実定地後漢字地番数値、184.住記異動事由コード、185.異動届出日、186.異動日、187.住民事由コード、188.住民届出日、189.住民日、190.住民日不詳フラグ、191.住民日不詳文字、192.外国人住民届出日、193.外国人住民日、194.住定届通知区分、195.住記住定事由コード、196.住定届出日、197.住定日、198.住定日不詳フラグ、199.住定日不詳文字、200.記載事由コード、201.記載届出日、202.記載日、203.消除届通知区分、204.消除事由コード、205.消除届出日、206.消除日、207.消除日不詳フラグ、208.消除日不詳コード、209.消除日不詳文字、210.転出予定届出日、211.転出予定日、212.通知日、213.実定日、214.在留カード等番号、215.在留カード等番号区分、216.国籍コード、217.国籍名、218.第30条45規定区分、219.第30条45規定区分名称、220.在留資格コード、221.在留資格名称、222.在留期間コード年、223.在留期間コード月、224.在留期間コード日、225.在留期間終日、226.世帯変更事由コード、227.世帯変更異動日、228.世帯変更届出日、229.改製年月日、230.カナ氏名カウンタ、231.漢字氏名カウンタ、232.標準公証旧氏カウンタ、233.ローマ字氏名カウンタ、234.ローマ字旧氏カウンタ、235.性別カウンタ、236.生年月日カウンタ、237.続柄カウンタ、238.現住所カウンタ、239.世帯主名カウンタ、240.本籍カウンタ、241.筆頭者カウンタ、242.住民年月日カウンタ、243.住定届出日カウンタ、244.住定年月日カウンタ、245.記載年月日カウンタ、246.前住所カウンタ、247.転出地カウンタ、248.転出予定届出日カウンタ、249.転出予定日カウンタ、250.実定地カウンタ、251.通知日カウンタ、252.実定日カウンタ、253.番号法個人番号カウンタ、254.住民票コードカウンタ、255.備考欄カウンタ、256.通称氏名カナカウンタ、257.通称氏名漢字カウンタ、258.国籍カウンタ、259.在留資格カウンタ、260.在留期間カウンタ、261.在留期間終日カウンタ、262.第30条45規定カウンタ、263.在留カード等番号カウンタ、264.行政区コード、265.自治会コード、266.町内会コード、267.小学校区コード、268.中学校区コード、269.投票区コード、270.住所変更前行政区コード、271.住所変更前自治会コード、272.住所変更前町内会コード、273.住所変更前小学校区コード、274.住所変更前中学校区コード、275.住所変更前投票区コード、276.警告コード、277.移行フラグ、278.登録区分、279.処理番号、280.管轄支所コード、281.政令市コード、282.モモ60、283.備考1年月日、284.備考1行数、285.備考1レングス、286.備考1_60、287.備考2年月日、288.備考2行数、289.備考2レングス、290.備考2_60、291.文字列型予備項目1、292.印鑑連動有無フラグ、293.印鑑連動異動事由名称、294.旧番号法個人番号、295.旧住民票コード、296.交付識別コード、297.国保資格区分、298.国保退職区分コード、299.国民年金記号番号、300.国民年金種別、301.子ども手当の有無フラグ、302.介護保険の有無フラグ、303.後期高齢の有無フラグ、304.後期高齢被保険者番号、305.後期高齢資格取得年月日、306.後期高齢資格喪失年月日、307.現住所方書非表示フラグ、308.前住所方書非表示フラグ、309.転入前方書非表示フラグ、310.転出前方書非表示フラグ、311.実定地方書非表示フラグ、312.特定施設コード、313.住所変更前特定施設コード、314.軽微な修正フラグ、315.予備1_2、316.予備年月日1、317.予備2_2、318.予備年月日2、319.予備3_5、320.予備年月日3、321.予備4_5、322.予備年月日4、323.予備5_10、324.予備年月日5、325.予備6_10、326.予備年月日6、327.予備7_15、328.予備年月日7、329.予備8_15、330.予備年月日8、331.予備9_20、332.予備年月日9、333.予備10_20、334.予備年月日10

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排除フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン